

■介護保険に関すること

(1) 介護保険サービス利用が可能な対象者とは？

- ① **65歳以上の人**で、日常生活において常に介護や支援が必要と認められた場合
- ② **40～64歳以下の人**で、老化が原因とされる病気（特定疾病）で、介護や支援が必要と認められた場合

★老化が原因とされる病気(特定疾病)とは・・・

- ① がん末期
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(2) ケアマネジャー（介護支援専門員）とは？



- ★2000年4月から始まった「介護保険制度」において、要支援または要介護と認定された方が、一人ひとりの状況に合わせて自立した暮らしができるよう、支援する専門職です。
- ★福祉・医療・介護に関する幅広い専門的な知識をもち、ご本人やご家族の相談に応じるとともに、ケアプランを作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

要介護認定に関する業務	ケアプランの作成	関係者との連絡調整
<ul style="list-style-type: none"> 要支援・要介護認定に係る申請代行（新規・変更・更新時） 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援に資するケアマネジメント 本人、家族へのケアプラン説明と同意 サービス利用時の給付管理 	<ul style="list-style-type: none"> 主治医などの医療機関や、介護サービス事業所等との連携 ボランティア等の住民組織、民生委員等の近隣者とのネットワークづくり 地域包括支援センターや行政機関等との連携

(3) 居宅介護支援事業所とは？



- ★居宅介護支援事業所は、市町村^(※)の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を担う機関となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。(※) 平成30年4月1日より変更



(4) 地域包括支援センターとは？

- ★地域包括支援センターは、高齢者を保健・医療・福祉・介護など様々な面から総合的に支援するための拠点となる機関です。

- ★保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種が配置されています。

- ★地域包括支援センターの機能は以下のとおり。

総合相談支援	権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者本人や家族などに対して総合的な相談・支援を行う。 行政機関、保健所、医療機関など必要なサービスにつなぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> 「虐待」「消費者被害」「意思決定」や「金銭管理」等、高齢者の権利侵害に対して相談・支援を行う。 また、これらの事象が予防・早期発見されるよう、広報活動や研修会を開催する。 成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 病状や場所が変わっても、適切な支援が受けられるよう医療・福祉・介護・地域・行政等の様々な機関のネットワークを構築する。 地域ケア会議を通じて、個別ニーズを、資源開発・政策形成につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1・2と認定された方や支援や介護が必要となるおそれの高い方が自立して生活できるよう、生活相談やサービス調整など介護予防の支援をする。